

愛媛県立医療技術大学図書館館外貸出停止に関する要領

平成 22 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 この要領は、愛媛県立医療技術大学図書館利用規程（平成 22 年規程第 67 号。以下「利用規程」という。）第 23 条第 2 項の規定に基づき、愛媛県立医療技術大学図書館（以下「図書館」という。）の利用停止のうち、館外貸出停止に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出停止)

第 2 次の各号に該当する場合は、当該利用者の館外貸出を停止する。

- (1) 貸出図書を延滞した場合
- (2) 図書館資料を無断で持ち出した場合
- (3) 返却期限日カードを紛失した場合

(停止期間)

第 3 前項各号の理由による貸出停止期間は次のとおりとする。

(1) 貸出し図書を延滞した場合

① 本学学生

延滞図書が返却されるまで新規の貸出しを停止する。

返却期限から 6 日経過してなお返却されない場合は、該当者に貸出し中の全ての図書が返却されてから、更に延滞日数分の間貸出しを停止する。

② 学外利用者(利用規程第 6 条第 4 号の利用者で利用規定第 11 条第 5 項の許可を受けた者)

該当者に貸出し中の全ての図書が返却されてから、更に延滞日数分の間貸出しを停止する。その際、該当者に、返却の督促及び利用停止について別紙（様式 1）にて通知する。

(2) 図書館資料を無断で持ち出した場合

無断持ち出しが判明した日から 7 日間貸出しを停止する。（ただし、該当者に貸出し中の図書がある場合は、無断持ち出し判明の日の翌日から当該図書返却までの期間を加える。）

(3) 返却期限日カードを紛失した場合

紛失が判明した日から 7 日間貸出しを停止する。（ただし、該当者に貸出し中の図書がある場合は、紛失判明の日の翌日から当該図書返却までの期間を加える。）

ただし、貸出し停止期間中に当該カードが返却されときは、停止を解除することができる。

(4) 前各号に定める貸出し停止期間が重複したときは、すべての貸出し停止期間を合算することができる。

(5) 第 1 号から第 3 号に定める貸出し停止期間は、30 日を限度とする。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。

様式1（第3関係）

年 月 日

様

愛媛県立医療技術大学 図書館長

貸出図書の返却について

さきに当館より貴方に貸出しました下記図書は、返却期限を過ぎておりますので、至急ご返却いただきたくお知らせいたします。開館時間中に来館できない場合は、事務棟入り口に設置してある返却ポストに、または郵送で返却していただいても結構です。

この度の延滞により、本学図書館館外貸出停止に関する要領第3の規定に基づき、下記図書返却後延滞日数分の間、館外貸出を停止させていただきます。

また、返却期限を30日経過してもなお返却いただけない場合は、本学図書館利用規程第22条に基づき、図書紛失とみなし弁償の請求をさせていただきますのでご了承ください。

なお、当館では、十分な調査の上お知らせしておりますが、手違い等がありましたらご一報ください。

記

借出券番号（ ）

書 名	登録番号	返却期限
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

【問い合わせ先】

愛媛県立医療技術大学図書館

〒791-2101 愛媛県伊予郡砥部町高尾田 543 番地

電話・F a x 0 8 9 - 9 6 0 - 0 0 6 1